

京都市告示第367号

京都市市税条例第27条の6第4項の規定に基づき、市長が個人の市民税の寄附金控除の対象として認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金は、次のとおり「控除対象寄附金」の項に掲げる寄附金を、同税の納税義務者が当該右欄「適用区分」の項に定める期間に支出したものとします。

平成29年10月3日

京都市長 門川 大作

控除対象寄附金	法人又は団体の 所在地	使 途	適用区分
公益社団法人認知症 の人と家族の会に対 する寄附金	京都市上京区猪熊通丸太町 下る仲之町519番地 京 都社会福社会館	当該法人の 主たる目的 である業務	平成29年1月1日 以後に支出された寄 附金

(行財政局税務部税制課)